

「秋田沿岸海岸保全基本計画」の変更（素案）

に関する意見募集の結果について

秋田県では、「秋田沿岸海岸保全基本計画」の見直しに当たり、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」や平成25年9月に公表した設計津波水位（L1津波）の追加などを行った本計画の変更（素案）について、県民の方々から意見を募集しました。

意見募集の結果は次のとおりです。貴重なご意見をお寄せ頂き、ありがとうございました。

お寄せ頂いたご意見については、計画変更の参考とさせて頂く他、今後の施策実施の際の参考と致します。

1 意見募集の期間

平成27年12月28日（月）から平成28年1月27日（水）まで

2 意見の提出状況

（1）意見書等の数 1通

（2）具体的な意見の数 4件

（3）具体的な意見の内容

意見の内容	意見数
海岸保全施設の整備に関する事	2件
海岸保全施設の維持・補修に関する事	1件
海岸の防護水準に関する事	1件
合計	4件

3 お寄せ頂いた意見と県の考え方・対応

区分	意見要旨	県の考え方・対応	計画への反映
1-1 【海岸保全施設の整備に関すること】	船川港海岸では高潮時に越波被害が発生する地域があり、計画ではこれらの地域を網羅できていない。	本計画では、船川港海岸について津波対策の施設計画を記載しております。高潮対策についても被害状況を把握した上で、検討を進めてまいります。	具体的な事業実施の段階で意見を参考とする
1-2 【海岸保全施設の整備に関すること】	陸閘について、人口減少の中で高潮時に閉鎖できず、浸水の発生源となる恐れがある。そのため、護岸を切った海岸への通路はなるべくやめて、陸閘は必要最小限にすべきである。	陸閘等整備が必要となった場合は、地域住民など利用者と調整を行い、設置箇所や操作が最小限になるような整備に努めてまいります。	具体的な事業実施の段階で意見を参考とする
1-3 【海岸保全施設の維持・補修に関すること】	海岸保全施設の老朽化により劣化が著しい地域がある。着工順序の基本的な考え方を示し、保全すべき海岸の管理主体によって維持・補修の進捗状態に著しい差が生じないように配慮すべきである。	海岸管理者で構成する協議会を定期的に行い、隣接する管理者によって施設整備に差が発生しないように調整し、整備の進捗状況を把握してまいります。 また、海岸に面している他管理者の施設に対しても調整を図ってまいります。	第1章(2)③<隣接する海岸の管理者との連携・協議会の設置>で反映されているものと判断する
1-4 【海岸の防護水準に関すること】	地球温暖化に伴う高潮の激化についても対策が必要であり、計画書で言及すべきである。	「地球温暖化」に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化が想定されることから、今後は潮位や波浪のデータを継続的に蓄積・共有・検証することについて、検討してまいります。	計画に反映する